

平成 25 年 11 月 28 日
新潟市財務部契約課長

建設工事入札参加者各位

現場代理人の常駐（兼任）義務緩和措置等について

新潟市では、現場代理人は工事現場における常駐を原則としていますが、平成 24 年 10 月 1 日から現場代理人の常駐義務緩和措置を実施しております。技術者の不足等を考慮し、以下のとおり現場代理人の常駐（兼任）義務を緩和します。

【1】対象工事

以下の要件を満たす場合、工事を 5 件まで兼任できる。

1. 新潟市発注工事（水道局，市民病院発注工事を除く）であること。
注）兼任する工事同士の種別は問わない。
2. 予定価格が一件 2,500 万円未満の工事であること。
3. 兼任する工事の当初請負契約金額合計が 7,000 万円未満であること。

【2】適用日

平成 25 年 11 月 28 日から適用します。

注）現に受注済みの案件についても対象といたしますが，その場合は受注済み工事の監督員と協議のうえ常駐（兼任）義務緩和を認めた場合に適用する。

【3】手続き

平成 24 年 9 月 3 日付け、「現場代理人の常駐義務緩和措置について」の手続きと変更はありませんので、詳しくはそちらをご覧ください。

1. 現場代理人兼任届を監督員に提出
＜添付書類＞
 - ①受注済み工事の当初契約書の写し
 - ②受注済み工事の工程表，位置図
 - ③受注済み工事が中止されている場合は，工事中止通知書の写し

【4】兼任中の注意事項

1. 発注者との連絡体制の整備を確実に行うこと
2. 現場の安全管理を徹底すること

平成25年11月28日
新潟市財務部契約課長

建設工事入札参加者 各位

現場代理人の常駐義務緩和措置について

新潟市では、本市発注工事（水道局、市民病院発注工事は除く）で平成24年10月1日から現場代理人の常駐義務を緩和しておりますが、そのうち兼任について拡大運用することとしましたのでお知らせいたします。

1 複数の工事における現場代理人の兼任

(1) 兼任を認める条件

新潟市発注工事で次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合、現場代理人の兼任を認める。（注1）

- ① 新潟市発注工事の当初契約金額の合計が **7,000万円未満の工事5件まで兼任できる。（一件2,500万円未満、工種は問わない）（注2）**
- ② 新潟市発注工事で、兼任する工事現場が同一又は隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある場合で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注所属長が認めた工事（**金額の上限なし。発注時に特記仕様書に示した工事に限る。**）5件まで。
※1人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、①又は②のいずれか一方の場合のみ。

注1：先行している工事が当初兼任可能として発注していても、現場施工中の状況により、兼務を認めない場合もあります。

注2：①の合計金額は当初契約額の合計金額で判断することとし、受注後、請負金額に変更が生じ合計金額が規定額を超えても継続して兼任を認めます。

(2) 兼任を認めない工事

●①の場合

原則として兼任を認める。

ただし、発注所属において、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は、認めないことがある。

●②の場合

当該工事が「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、兼任を認めない。

(3) 兼任対象工事の明示

●①の場合

難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は、工事の発注時（公告時）に特記仕様書に「兼任を認めない」旨を明記する。

この記載がない場合は、兼務可能であるが、請負金額（1件の金額）2,500万円以上（建築は5,000万円以上）の工事は、特記仕様書にこの記載がなくとも従来どおり兼任できない。

なお、特記仕様書の記載例は従来 of 別紙1②のとおり。

●②の場合

工事の発注時（公告時）に、特記仕様書に兼任の対象となる工事を明記する。

なお、特記仕様書の記載例は従来 of 別紙1③のとおり。

(4) 兼任の手続き

●兼任届の提出

①現場代理人を兼任しようとする場合は、兼任する工事の監督員それぞれに、「現場代理人兼任届」を提出する。

②兼任届提出後に、現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人が、他の工事を兼任している場合、「現場代理人・技術者変更届」提出時に合わせて兼任届を提出する。

③兼任届提出後に、工期に変更が生じた場合は、当該工事と兼任中の他の工事の監督員に次の「兼任届に添付する資料」④に掲げる資料の提出が必要)。

●兼任届に添付する資料

①受注済み工事の当初契約書の写し

②受注済み工事の工程表、位置図

③受注済み工事が中止されている場合は、工事中止通知書の写し

④受注済み工事の工期に変更を生じた場合は、当該工事と兼任中の他の工事の監督員に次の資料を提出させること。

・工程表を変更した場合は、変更後の工程表

・受注済み工事の施工が中止（解除）された場合は、中止通知書（解除通知書）

●兼任している工事が完了した場合は、当該完了工事の履行届の写しを兼任先監督員に提出すること。

(5) 連絡体制、安全管理等

●発注者との連絡体制の整備

発注者との連絡体制を確実にするため、次の措置を講じること。

①電話等により常時確実に現場代理人（又は②の代行者）と連絡がとれる体制の整備を行うこと。

②職務を代行する適切な職員の配置

現場代理人の指示のもとに、現場での連絡や作業指示等を行う者（元請の従業員であるか否かは問わない。）を配置すること。

●現場の安全管理等の徹底

現場代理人が兼任し、他の工事現場に滞在している間、担当している工事現場において不在となることから、職務代行者への適切な指示を行うと共に不在現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこと。

2 緩和措置の同時適用の不可

現場代理人の常駐緩和措置の従前から運用している工事期間中の「現場代理人の常駐を免除することができる期間」と複数の工事における現場代理人の兼任は、1人の現場代理人に対して同時に適用しません。

3 適用開始

- (1) 平成25年11月28日から適用
- (2) 現に受注済みの案件についても対象といたしますが、その場合は受注済み工事の監督員と協議のうえ常駐義務緩和を認めた場合に適用する。

4 注意事項

- (1) 本取扱い適用工事においても、現場代理人と主任技術者等は兼ねることは可能ですが、主任技術者等は建設業法の規定により請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上となった場合「専任義務」がありますので、ご注意ください。
- (2) 正当な理由なく常駐免除を受けずに現場代理人が不在の場合や、取扱いを超えた兼務が発覚した場合は、工事成績評定への反映や、場合によっては指名停止等の措置を行うこともありますのでご注意ください。
- (3) 予定価格250万円以下の担当課執行の発注工事については、現場代理人の兼任件数に制限は設けません。